

熊本県自転車競技連盟規約



熊本県自転車競技連盟

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、熊本県自転車競技連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所については、熊本市中央区新町 4-1-18 新町 CNT503 内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本連盟は、熊本県における自転車競技界を統轄し、代表する団体として自転車競技の普及および振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 自転車競技の普及および指導並びに研究に関すること。
- 2 自転車競技に関する講習会の開催および指導者の養成に関すること。
- 3 自転車競技の熊本県選手権大会およびその他の競技会を開催すること。
- 4 自転車競技の熊本県代表選手を選定し、派遣すること。
- 5 自転車競技の日本記録および世界記録を申請すること。
- 6 自転車競技に関する競技力の向上を図ること。
- 7 自転車競技に関する審判員の養成および登録選手の育成をすること。
- 8 自転車競技に関する資料の収集および保存に関すること。
- 9 財団法人日本自転車競技連盟および、財団法人熊本県体育協会に対して、熊本県自転車競技界を代表して加盟すること。
- 10 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 計

(収入の構成)

第5条 本連盟の収入は、次のとおりとする。

- 1 事業に伴う収入。
- 2 寄付金品。
- 3 その他の収入。

(経費の支弁)

第6条 本連盟の事業遂行に要する経費は、前条の収入をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第7条 本連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は、常任理事会が編成し、総会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第8条 本連盟の収支決算は、常任理事会が作成し事業報告書とともに、監事の意見を付け、毎会計年度終了後3ヵ月以内に総会の承認を受けなければならない。

- 2 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第9条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第10条 本連盟には、次の役員を置く。

- 1 15名以内（うち、会長1名、副会長1名、理事長1名、副理事長2名以内、常任理事若干名）
- 2 監事2名以内

(役員を選任)

第11条 理事および監事は、総会において候補を選出し、会長、副会長、理事長、副理事長は理事の互選で決める。

(理事の職務)

第12条 会長は、本連盟の業務を総括し、本連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務遂行することが困難なときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会および常任理事会の議決に基づき、本連盟の業務を処理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が職務遂行することが困難なときは、理事長があらかじめ指名した順序でその職務を代理し、その職務を行う。
- 5 常任理事は、理事長の諮問機関として常任理事会を組織する。
- 6 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は本連盟の業務および会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 1 本連盟の会計の状況を監査すること。
- 2 本連盟の業務執行の状況を監査すること。
- 3 会計の状況、または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
- 4 前号の報告をするため必要があるときは、理事を招集すること。
- 5 毎会計年度終了後、収支決算を監査し、総会に報告すること。

(役員任期)

第14条 本連盟の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により新たに職務についた役員任期は、すでに職務についている役員残任期間と同じとする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 名誉会長・顧問および参与

(名誉会長・顧問および参与)

第16条 本連盟に名誉会長1名、顧問および参与各若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長・顧問および参与は、本連盟に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 3 名誉会長および顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与は、会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるができる。

第6章 会 議

(総会)

- 第17条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 2 臨時総会は総会と同じ役割をもつ。
 - 3 総会ならびに臨時総会の議長は会長が委嘱する。

(理事会)

- 第18条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集する。ただし理事現在数の3分の1以上から議事に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は理事長が行う。

(常任理事会)

- 第19条 常任理事会は、理事長、副理事長および常任理事で構成する。
- 2 常任理事会は、理事長が必要と認めたとき招集する。ただし構成員から会議に付議すべき事項を示して常任理事会の招集を請求されたときは、理事長は30日以内に常任理事会を招集しなければならない。
 - 3 常任理事会の議長は理事長が行う。

(理事会の定足数等)

- 第20条 総会ならびに理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき委任状をもってあらかじめ意思を表示した者は、委任状出席者とみなして定足数の算定にのみ有効とする。
- 2 総会ならびに理事会の議事は、この規約に別段の定めがあるものを除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

- 第21条 本連盟の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会の組織および運営に関する事項は、理事会で定める。

第8章 規約の変更および解散

(規約の変更)

- 第22条 この規約は、総会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければ変更できない。

(解 散)

- 第23条 本連盟の解散は、総会において理事現在数の4分の3以上の議決を経なければなら

ない。

第9章 補 則

(細則)

第24条 この規約施行についての細則は、総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2001年4月1日より施行する。
- 2 会長は新規約第17条の規定に基づき速やかに総会を招集しなければならない。
- 3 現理事は総会において新理事、監事を選出する。
- 4 前により選任された理事は、新規約第11条の規定に基づき、会長、副会長、理事長、副理事長および常任理事を選任するものとする。
- 5 新たに選任された理事および監事の任期は、新規約第14条の規定にかかわらず、現理事に準ずることとする。

平成23年6月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正